

**滋賀県児童死亡事例検証結果報告書【概要】**  
 滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会(令和4年6月)

**事例の概要**

- 令和3年8月1日、滋賀県大津市の当時6歳の女子児童(以下「本児」という。)が外傷性ショックにより死亡し、令和3年8月4日に当時17歳であった兄が傷害致死の疑いで逮捕された。
- 当初、本児は自宅近くの公園のジャングルジムから転落して死亡したとされていたが、後の捜査により、兄の暴行によって死亡したことが判明。
- 本児および兄ともに、幼少期から他府県の別々の施設で育ち、令和2年度末から相次いで母宅へ戻ったため、家族3人での生活体験はなかった。

事例の経過	課題と改善策
<p><b>R2</b></p> <p>11月 母、他市から転入 A児相から本児のケース移管(家庭引取)連絡</p> <p><b>R3</b></p> <p>2月 B児相から兄措置停止検討について連絡 兄が他市にて就労開始</p> <p>3月 本児が大津市の母宅に転入</p> <p>4月 B児相が兄の措置を解除、ケース移管</p> <p>5月 継父が家を出ていく。  母から本児の性的発言について相談があったため、本児を行動観察のため一時保護。</p>	<p><b>① ケースの引き継ぎの手法や様式について</b></p> <p><b>【課題】</b> 当初、A児相、B児相を含む3児相の合同にて引き継ぎを行われる予定であったが、都合が合わず見送られたことにより、大津・高島児相が、それぞれ個別にやり取りする形式で行われたこともあり、母の家庭内のリスクや兄の性格、行動傾向など、相互に共有することで、見えてくるリスクを読み取ることができなかった。</p> <p>兄が大津市の近辺におり、母宅に転入する可能性が高いことを考慮すると、関係する全ての児相が一堂に会することなどし、適切にリスクを読み取った援助方針を策定する必要があった。</p> <p><b>【改善方策】</b> 複数自治体から受け入れ等がある際は、互いの情報の齟齬をなくすため、全ての関係児相が一堂に会し、アセスメント見直しも視野に入れた引き継ぎを実施するとともに、それぞれの子どもを中心に据え、児相間で意見交換をすることが重要。</p> <p>引き継ぎ、記録引き渡しの際には、支援経過の概要を、分かりやすく引き継ぐことが求められる。本県児相としては、速やかに支援ニーズとリスクを把握するため、移管元の児相に対しアセスメントと支援経過の要点をまとめた引き継ぎを求めるべきである。</p> <p><b>② 社会的養護から離れる際のアセスメントについて</b></p> <p><b>【課題】</b> 各児相が虐待対応を要するケースではないと認識していた。本児の就学を意識し、養護ケースとして親元に返すことを重視するあまり、本児および保護者間の愛着形成が未処理の状態にありながら、相手方児相に支援方針の見直しを求めることなく、そのまま措置解除されたケースを引き継いだ点にも課題があった。</p> <p><b>【改善方策】</b> 保護者の同意や家族再統合重視の視点と同時に、子どもの安全安心に配慮したアセスメントを実施する必要がある。単に保護者の求めに応じて措置を解除する形で家族再統合を図るのではなく、記録を精査し、家庭内のリスクを読み取ることなど、家族環境の変化に伴うアセスメントを行うべきである。</p> <p>転入ケースを引き受ける側の児相もリスクと安全の両面を考慮し、家庭復帰の適否をチェックする等、通常のケース以上に丁寧なアセスメントにより、実践的な見立てを行う必要がある。</p>

事例の経過	課題と改善策
<p>5月 新型コロナウイルス感染症により、本児の一時保護を解除、入院。</p> <p>7月 本児が学校で、母の夜間不在について話す。夏休みに入ったら本児を一時保護する方針を決定。</p> <p>7.21 本児と兄が、警察により深夜にコンビニで保護される。</p> <p>7.22 所内緊急受理会議</p> <p>7.26 関係機関による家庭訪問</p> <p>7.27 関係機関による家庭訪問</p> <p>7.29 母に連絡、面談のための来所を約束</p> <p>8.1 本児死亡</p> <p>8.4 滋賀県警が兄を傷害致死の疑いで逮捕</p>	<p><b>③ 母と家族のアセスメントについて</b></p> <p>【課題】 母の薬物使用等のリスクに加え、加害者である兄の成育歴においても、幼少期の被虐待経験や、不適応事案等を考慮し、衝動性等の精神面における特性を把握するなど、過去の記録を十分に精査して、リスク判断を下すべきであった。</p> <p>家族再統合や家庭的養育を優先するあまり、長期的に家族間の関係性が維持されるか否かを熟慮することなくケースを引き継いだことも問題であった。</p> <p>【改善方策】 親族を含めた保護者の交友関係についてもあらかじめ把握し、本児との関係性にリスクを認めた場合には、必要に応じて一時保護を行うなど、躊躇なく支援方針を見直す必要がある。</p> <p><b>④ 家族再統合中の支援について</b></p> <p>【課題】 本児および兄が母宅に戻った後についても、兄の粗暴性を表すようなエピソードはなく、また、母が長期にわたり不在となっているような情報は把握できなかったこともあり、兄の存在を母に代わる監護者と捉えていたと考えられる。一時的とはいえ、いわゆるヤングケアラーの状態であったことは否めない。引き継ぎ当初の想定とは異なる家族構成となった時点で改めて支援方針を見直し、ケース支援に当たるべきであった。</p> <p>直ちに一時保護に踏み切らなかった背景には、保護者との関係性を重視し、保護者同意による保護を優先したことや、地域の見守りの状況や兄の存在から、母不在のリスクを過少評価してきたことが考えられる。</p> <p>【改善方策】 家族再統合が円滑に行われているかの確認を徹底し、支援の中で家族構成に変化が生じた際には、保護者や関係機関と直接出会い、相互に協力しあう関係性を継続することが不可欠である。</p> <p>子どもの声を代弁できる立場として、担当児童福祉司とは別に児童心理司をあてるなど、多職種の連携によるチーム支援の体制を構築すると同時に、所内のスーパービジョン体制のさらなる充実を図ることにより、児童相談所の専門性の一層の向上が求められる。</p>
<b>本報告書の取扱い</b>	
<p>○本部会による検証は、本事例の問題の所在を確認し、その課題に対する改善方を提言することで、各市町および子ども家庭相談センターにおいて適切なアセスメントに基づく効果的な支援が実施されるよう行うものであるから、今後、関係機関は本検証の結果を十分活用いただき、適切な支援が実施されることを望みたい。</p> <p>○なお、本件調査において、今後は他府県児童相談所との合同検証の可能性や、司法機関などの有する事案に関する情報提供が受けられる方策の検討を国レベルで実施されるよう求めたい。</p>	